

門真市パブリックコメント手続制度
要綱の解説

平成 20 年 1 0 月
総合政策部企画課

《目 次》

第 1 条 目 的	1
第 2 条 定 義	2
第 3 条 対 象	3
第 4 条 適用除外	4
第 5 条 計画等の案の公表等	5
第 6 条 意見等の提出期間	6
第 7 条 意見等の提出方法	6
第 8 条 意見等の処理	7
第 9 条 実施状況等の公表	8
第 10 条 目的外利用の禁止	8
第 11 条 細 目	9
門真市パブリックコメント手続制度の流れ	10

門真市パブリックコメント手続制度要綱の解説

〈はじめに〉

- ・ 本要綱におけるパブリックコメント手続制度を実施する機関は市長であるが、その他の各実施機関（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、農業委員会、水道事業管理者）においてもこの要綱に準ずる旨の要綱を定めている。

門真市教育委員会パブリックコメント手続制度要綱

門真市選挙管理委員会パブリックコメント手続制度要綱

門真市公平委員会パブリックコメント手続制度要綱

門真市監査委員パブリックコメント手続制度要綱

門真市固定資産評価審査委員会パブリックコメント手続制度要綱

門真市農業委員会パブリックコメント手続制度要綱

門真市水道局パブリックコメント手続制度要綱

- ・ 本市のパブリックコメント手続制度は、条例で規定されているものではないことから、この制度において「市民の権利」が付与されるものではない。

（目的）

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市の政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を促進し、もって一層開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

- ・ この要綱の目的は、従来まで計画等を策定する担当課がそれぞれの基準で市民意見の募集を行ってきたものを、基準を統一化することにより、より市民の市政への参画の機会を確保し、市民に対する説明責任を果たし、政策形成過程の公正性の確保や透明性の向上を図るものである。

(定義)

第2条

2 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (4) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る案件に利害関係を有するもの

- ・ この手続における「市民等」とは、市内に住所を有する市民に限定せず、幅広く多様な意見等を得るため、在勤、在学の人、市内に事務所・事業所を持つ個人、法人、団体をはじめ、パブリックコメント手続に関係する事案の利害関係者も含むものとする。
- ・ 「利害関係を有するもの」とは自己の権利や利益に直接影響を受け、または受けるおそれがあると予測される個人及び法人、その他団体をいう。例えば、市内に土地・建物を所有している者、市内の学校に子どもを通学させている保護者などを想定している。さらには、市内に拠点となる事務所や事業所がなくても、建築・開発行為など市内でさまざまな事業活動を営む事業者や、福祉や環境などさまざまな分野においてボランティア活動や公益活動をしている団体なども含むものとする。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる計画等は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な施策に関する計画、指針等の策定又は改定
- (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例又は市民等に義務を課し、若しくは権利を制限する条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料、手数料及び保険料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃

- ・ パブリックコメント手続の対象となるのは、市域全体に関わり、市の方向性を定める（1）または（2）であることから、市民等に求める意見としても、特定範囲の個人や団体の利害にとらわれず、公益性の観点からの意見を期待するものである。
- ・ 具体的な計画等がこの制度の対象であるか否かは、計画等の所管部局がこの要綱の趣旨に基づいて判断し、またその判断の説明責任を負うこととなる。
- ・ （1）「市の基本的な施策に関する計画」とは、将来の市の施策展開の基本方針、進むべき方向などを定める計画等をいい、具体的な例としては、「総合計画」、「都市計画マスタープラン」、「高齢者保健福祉計画」など各課において策定される行政計画等のことであり、構想、計画、指針、方針などその名称は問わない。なお、個々の施設の整備計画、イベント・事業の実施計画、道路・河川等の工事を主とした整備計画など、各事業の実施計画的なものについては、予算配分の基礎資料的な意味合いが強いことから、その前段の基本構想または基本計画等の方針決定段階でこの手続を実施することが望ましい。
- ・ （2）「市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例」とは市政全般や個別の行政分野における基本理念などを定める条例をいい、具体的な例として、「情報公開条例」、「個人情報保護条例」、「環境基本条例」などの各課において制定される条例のことである。
- ・ 「市民等に義務を課し、若しくは権利を制限する条例」とは、広く市民等に適用される規制を定める地方自治法第14条第2項に基づく条例をいい、具体的には「自転車等の放置防止に関する条例」、「美しいまちづくり条例」などの各課において制

定される条例のことである。

(適用除外)

第4条 前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱の規定は適用しないものとする。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの
- (3) 法令等により、縦覧、意見の提出その他のパブリックコメント手続に準じる手続が行われるもの
- (4) 市長の附属機関等がパブリックコメント手続に準じる手続を経て作成した報告、答申等に基づいて最終的な意思決定が行われるもの
- (5) 市長に裁量の余地がないと認められるもの

- ・ (1)「迅速若しくは緊急を要するもの」とは、この手続に要する期間を費やせば、政策等の効果が失われるなどの理由で本手続を経る時間がないもの。具体的には災害などに緊急に対応する必要があるものなどのことである。
- ・ 「軽微なもの」とは、大幅な改正や基本的な事項の改定を伴わないものをいい、条例であれば単純な文言の改正や法令の改正に伴い自動的に改正を要するもの。
- ・ (2) 直接請求により提出された条例案に対しては、市長は修正できないので、適用除外とする。
- ・ (3)「法令等により、住民の意見を聴く手段が定められているもの」とは、都市計画法に基づく都市計画決定・変更の際など、法令等により公告・縦覧や意見書提出、公聴会の開催等の手続が定められているものなどのことである。
- ・ (4)「市長の附属機関等がパブリックコメント手続に準じる手続を経て作成した報告、答申等に基づいて最終的な意思決定が行われるもの」とは、附属機関等がこの要綱に準じた手続を経て策定した答申等を受けて市が意思決定を行う場合は、答申等を尊重する観点から、市が改めてこの要綱に基づく手続は経ないものとする。

- ・ 附属機関等とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づくもののほか、規則、要綱等により設置された附属機関に準じる機関等も含むものとする。
- ・ (5)「市長に裁量の余地がないと認められるもの」とは、法令や国、大阪府の計画にその内容が詳細に規定され、計画等の策定に関してその規定に沿った決定をするものなどのことである。

(計画等の案の公表等)

第5条 市長は、計画等の策定をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、当該計画等の案を公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

(1) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景

(2) 計画等の案の概要

(3) 計画等の案を理解するために市長が必要と認める資料

3 市長は、前項の規定による公表を行うときは、計画等の案に対する意見等の提出方法、提出先、提出期間、提出のあった意見等の処理方法、問い合わせ先等必要な事項を併せて公表するものとする。

4 前3項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市ホームページへの掲載

(2) 市広報紙への掲載

(3) 計画等の案の担当課等及び情報コーナーでの閲覧又は配布

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

5 市長は、前項の規定により公表する場合において、公表する内容が相当量に及ぶ場合には計画等の案の概要と公表資料全体の入手方法を明示した上で、内容の一部を省略し公表することができる。

- ・ 「最終的な意思決定を行う前」とは、議会の議決を要するものについては議会上程前、議決を要しないものについては最終決裁前とする。

- ・パブリックコメント手続制度はより多くの市民等の意見を募集することを目的としているため、公表する計画等の案はできるだけ市民等が入手しやすい方法を講じる必要がある。よって（１）～（３）による方法をとるものとする。
- ・（４）の「市長が必要と認める方法」とは説明会、計画等の案の担当課及び情報コーナー以外の窓口での閲覧・配布、報道機関への発表等による広報などが考えられる。

（意見等の提出期間）

第 6 条 市長は、市民等からの意見等の提出期間を、計画等の案を公表した日からおおむね 1 箇月を目安として定めるものとする。

- ・より多くの市民等から意見等を募集するためには、市民等が計画等の案を読み、意見等を提出するための準備期間を十分取る必要があるが、その反面期間を長く取れば政策等の決定に迅速性を欠くことにもなるので、概ね 1 ヶ月程度の提出期間を設けるものとする。

（意見等の提出方法）

第 7 条 意見等の提出方法は、市長が指定する場所への書面による提出、郵便、ファクシミリ、電子メールその他市長が必要と認める方法とする。

2 市長は、意見等を提出しようとする市民等に対し、原則として住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地及び名称）並びに連絡先その他市長が必要と認める事項を明記するよう求めるものとする。

3 市長は、前項に規定する情報の全部又は一部を公表しようとするときは、当該計画等の案を公表する際に、その旨を公表しなければならない。

- ・意見等の提出方法については、意見の明確な把握のためにも文書または電子的な記録に残るものに限り、口頭（電話等を含む）により聴取する方法は取らないものとする。ただし、高齢や障がい等の理由によりこれらの方法でもって行うことが困難であると認められた場合は、職員の聞き取りによる代書での意見提出は認めるものとする。

る。

- ・ 意見提出の際には氏名等を明らかにすることとし、氏名等の明記されていない意見は受け取らないものとする。
- ・ 氏名等を公表する場合には、公表する旨をあらかじめ明らかにして意見の募集を行うものとする。
- ・ 提出に使用する言語は日本語とし、他国の言語で提出された意見等については、日本語訳の添付を求めることができるものとする。

(意見等の処理)

第8条 市長は、前条の規定により提出された意見等を十分に考慮して計画等の最終的な意思決定を行うものとする。

2 市長は、最終的な意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する市の考え方並びに計画等の案を修正したときはその修正内容及びその理由を公表しなければならない。ただし、次に掲げるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

(1) 提出された意見の中に、個人又は法人の権利利益を害するおそれのある情報その他公表することが不相当と判断される事項が含まれているとき。

(2) 賛否の結論のみを示したもの

(3) 内容が意見等を求めている案件に関連のないもの

(4) 前条に規定する意見提出の定めに違反して提出されたもの

3 市長は、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する市の考え方をまとめて公表するものとする。

4 第5条第4項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

- ・ パブリックコメント手続は、市民等から提出された意見の内容に着目し、計画等をより良いものにするために意見等を十分に考慮して、最終的な意思決定を行うものであるため、単に賛否の結論だけを示した意見または公表した計画等の案に直接関係のない意見に対しては市の考え方は示さないものとする。ただし、統計的に意見の数を集約し、数字で示すなどの工夫は必要である。
- ・ 提出された意見等を踏まえて公表した案を修正した場合は、その修正内容と修正理由を公表するものとする。
- ・ 意見等の提出があった市民等への個別回答は行わない。また提出された意見等の中に類似の意見等がある場合は市の考え方も含め、まとめて公表するものとする。

(実施状況等の公表)

第9条 市長は、パブリックコメントの実施状況等に関する情報を取りまとめ、市ホームページに掲載して公表するものとする。

- ・ 現在パブリックコメント手続を行っているものや、既に同手続を終了したものも掲載することとする。
- ・ パブリックコメント手続を終了したものの掲載期間は、提出された意見等に対する市の考え方や修正内容が公表された月から1年間とする。

(目的外利用の禁止)

第10条 市長は、この要綱に定める手続を実施するにあたり取得した個人情報を、門真市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱わなければならない。

- ・ パブリックコメント手続を開始しようとするときは、あらかじめ門真市個人情報保護条例第6条第1項に規定する届け出が必要である。届け出の様式については、同条例施行規則第2条に基づく様式第1号「個人情報取得事務届出書」によるものとする。

(細目)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続について必要な事項は市長が別に定める。

門真市パブリックコメント手続制度の流れ

